

平成24年11月2日

第65期司法修習生 各位

横浜弁護士会
会長 木村 保夫
就業問題対策委員会
委員長 狩倉 博之

第65期司法修習生に対する独立開業相談会開催のお知らせ

法律事務所での勤務を経ずに独立開業すること、いわゆる即独を考えられている司法修習生もいらっしゃると思います。

しかし、即独と言いましても、さまざまな疑問があるのではないのでしょうか。

- どこで開業すればいいのか？
 - 事務所の面積はどの程度必要なのか？
 - どのような備品をそろえればいいのか？
 - 仕事はあるのだろうか？
- などです。

そこで、横浜弁護士会では、横浜弁護士会への登録希望者に向けて、即独のための独立開業相談会を開催することにいたしましたので、ふるってご参加ください。

本相談会は、即独をすると決めている方ばかりではなく、就職活動をしながら場合によっては即独も考えている方の参加も歓迎します。

独立開業相談会は、申込制となっております。必ず往復はがきに「開業相談会参加希望」と明記の上、お名前、ご住所、お電話番号をご記入になり、横浜弁護士会事務局宛てに申し込みをしてください。折り返し横浜弁護士会より相談開始時刻のご連絡をします。指定時刻の10分前までに弁護士会館2階業務課にお越しください。なお、ご応募が多数の場合は、抽選となりますのでご了承ください。

記

対象 **横浜弁護士会登録希望**の司法修習生

(登録申請中か否かを問いません)

日時 平成24年11月30日(金) 13:00～17:00の内の30分間

締切 平成24年11月16日(金) 必着

(往復はがき送付先)

〒231-0021

横浜市中区日本大通9番地

横浜弁護士会業務課 林 宛